

四日市市告示第151号

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱の全部を改正する要綱

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成9年四日市市告示第75号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、聴覚及び言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために専門技術を有する手話通訳者（四日市市手話通訳者に関する規則（平成28年四日市市規則第27号）に定められた者。以下「通訳者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、社会的障壁を除去し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

（派遣の対象）

第2条 通訳者の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、市内に住所を有する聴覚障害者等とする。

2 前項に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者とする。

（派遣内容等）

第3条 通訳者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容
- (3) 市長が、公務としてなじまないと認める内容

（派遣先の範囲）

第4条 通訳者の派遣の対象となる区域は、原則として四日市市内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、通訳者を市外に派遣することができる。ただし、当該派遣先が遠隔地等の理由により通訳者を派遣すること

ができないときは、他市の通訳者を派遣することができるものとする。

(派遣時間)

第5条 通訳者の派遣は、原則、午前8時から午後10時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(派遣の申請等)

第6条 通訳者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 派遣対象者及びその者の家族
- (2) 聴覚障害者等で構成する市内に本拠を有する団体
- (3) 派遣対象者に対して意思疎通の手段として手話通訳を必要とする個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、通訳者の派遣を希望する日の7日前までに、四日市市手話通訳者派遣依頼書兼決定（却下）通知書（第1号様式。以下「依頼書兼決定通知書」という。）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上通訳者の派遣の可否を決定し、依頼書兼決定通知書により申請者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 通訳者の派遣に要する費用は、無償とする。ただし、手話通訳業務を行う際に必要となる通訳者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止)

第9条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により通訳者の派遣の決定を受けたときは、通訳者の派遣を停止し、又は通訳者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第10条 通訳者は、手話通訳業務の終了後、速やかに職務の概要その他必要と認める事項を記録して市長に報告しなければならない。

(派遣の報酬等)

第11条 市長は、通訳者の報告書により適正に手話通訳業務が行われたことを確認したときは、別に定める基準に基づく報酬を、通訳者に支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は第4条第2項ただし書の規定により、通訳者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(運営協議会の設置)

第12条 本事業を円滑に推進するため、運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 第2条で定める聴覚障害者等4名以内
- (2) 第2条で定める通訳者2名以内
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

四日市市手話通訳者派遣依頼書兼決定（却下）通知書

年 月 日

四日市市長

住所

申請者 氏名

FAX・電話 ()

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり手話通訳者の派遣を申請します。

通訳日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
通訳場所 (待合わせ場所)	名称	
	所在地	
	連絡先	
	待合わせ時間	時 分
派遣対象の 聴覚障害者等	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
通訳内容		
その他		

※以下は記入しないでください。

手話通訳者派遣決定（却下）通知書	
次のとおり手話通訳者の派遣を決定（却下）しましたので通知します。	
年 月 日	
1	右記の者を派遣します。 手話通訳者 _____
2	却下します。 理由：

(健康福祉部障害福祉課)